

広報 | うらやす



主な内容	
永年の功績をたたえて	2面
浦安市の家計簿 ほか	10・11面
ふるさと最前線 ほか	12面

発行／浦安市
所在／〒279-8501 千葉県浦安市
猫実一丁目1番1号
編集／企画部広聴広報課
☎047-351・1111(代表)
<https://www.city.urayasu.lg.jp>

各記事に掲載しているIDを市ホームページの「広報ページID検索」に入力すると、該当のページが出ます。これにより、記事を探す手間を省けます

↑11月は

秋の

こども

まんなか

月間



浦安市こども家庭支援センターキャラクター KOKAちゃん

市民の皆さんへこども家庭支援センターを広く知っていただくため、子ども虐待防止のオレンジリボンモチーフに、親しみやすいキャラクターとして作成しました。

今後、気軽に相談できる機関として、こども家庭支援センターが行うイベントや周知啓発のキャラクターとして登場します。

顔にある「C」は、こども家庭支援センターの「C」のほか、チャイルドの「C」、ケアの「C」の意味も含まれています。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

秋のこどもまんなか月間は、こどもや子育て中の方々を支え、子育てにやさしい社会を目指すことを目的としています。

「このまちで育ててよかった、このまちで育ってよかった」と思えるように、市全体でお子さん一人ひとりの健やかな成長や子育て世帯を温かく見守っていきましょう。

問 こども家庭支援センター
☎350・7867

子どもの権利や相談先など、6・7面へ



新しい部活動の形



児童・生徒が減少していく中、学校の部活動にも大きな変化があります。

以前はどこの学校にもあった部活動が、児童・生徒の減少により団体競技が難しい、指導



オセロクラブの活動風景

する教員がいないなどの理由で縮小しています。

特に、専門的にスポーツをやりたい子どもたちの中には、学校の部活動ではなく、専門性の高い指導者がいる地域のクラブチームなどで活動している子どももいます。

また、教員の働き方改革を進めていくうえでの課題も顕在化してきています。

こうした中で、学校単位にとらわれない新しい取り組みが始まっています。

「URAYASU文化クラブ」と名付けられたこの取り組みは、これまで部活動としてなじみの少なかった文化系の活動に関するものです。教員から申し出てもらった得意分野と児童・生徒の興味とのマッチングを行い、参加希望者を全学校から募り活動を行っています。

活動を始めた分野は、現在「昆虫」「写真」

「オセロ」「クッキング」の4つ、活動回数は2・3カ月に一度というペースですが、教員の得意分野であるということから、どのクラブも盛り上がりを見せています。

試行的に始めた取り組みですが、公民館活動や地域の方々との連携など、今後、活動の可能性は広がっていくことも考えられます。

また、文化系の分野を広げていくだけではなく、指導者や参加者が少ないスポーツ系の部活動での実施も考えられます。

コミュニティスクールが始まり、学校が地域との連携を模索していく中で、新しい形の部活動は、大きな広がりを見せていく可能性があり、児童・生徒の将来の可能性を広げていくものだと考えています。

浦安市長 内田 悦嗣

子どもと家庭の総合相談

18歳未満のお子さんについての相談や家族関係の相談を受け付けています。

相談の内容



性格・習慣
内気、落ち着きがない、おねしょ、チックなど



学校生活
集団生活になじめない、友達の悩み、不登校など



非行問題
盗み、家出など



知能・言語
発達、言葉、訛音など



家族関係
親子関係、兄弟関係、児童虐待など

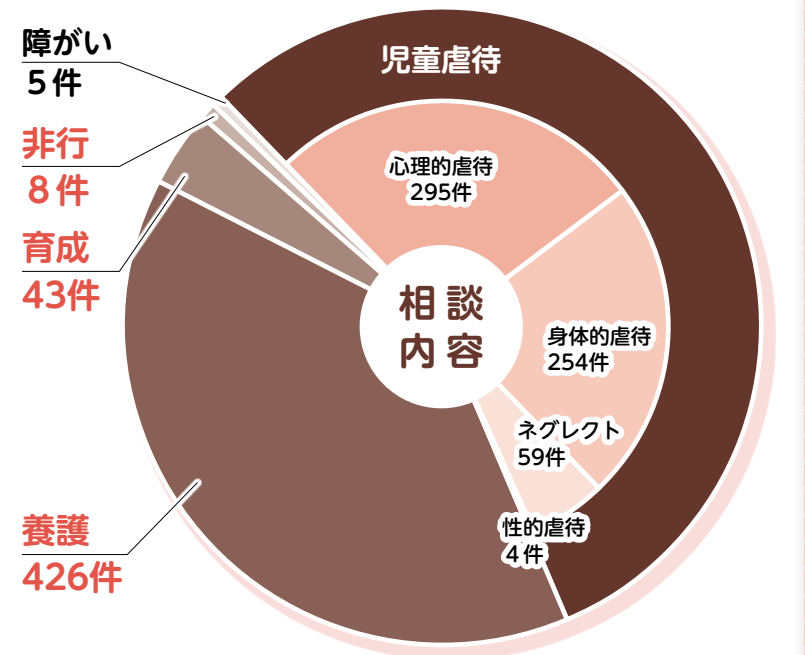
子育てで悩んだら

こども家庭支援センター ☎350・7867または☎350・3311
☐kateishien@city.urayasu.lg.jp
【所】猫実1-2-5（健康センター1階）
受付日時：月～土曜日午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く

虐待を疑ったら

こども虐待ホットライン ☎351・8041
受付日時：月～土曜日午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く

令和6年度の相談件数 1094件



ID 1000697

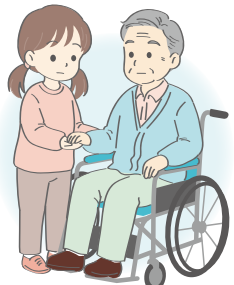
ヤングケアラーを知っていますか？

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものことです。

家でのお手伝いや家族の世話をすることは、協力し合って自立を促すことや、思いやりを育むという面もありますが、責任や負担の重さにより、友人関係や学業などに影響が出てしまうことがあります。

市が行った調査では、大人の代わりに家族の世話をを行うなど、自分の生活の中で大変だと思っていることがある小・中学生は6.5%で、市内小・中学生の15人に1人程度、支援を必要とする可能性のある子どもが存在するという結果でした。

市では、令和7年9月に、浦安市ケアラー支援の推進に関する条例を制定しました。この条例では、支援に関する基本理念を定めており、今後、ケアラーの人権が擁護され、文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に向けた施策を行っていきます。



あなたが持っている

権利



子ども虐待防止
オレンジボン運動

すべての人は平等であり、同じ権利を持っています。権利とは、自由に行動したり、自分を守るためにあるルールのことです。子どもも大人と同じように、一人の人間として持っている権利があります。また、子どもが大人へと成長するためには、大人による助け

が必要です。

世界中のひとたちが子どもの権利を守り、子どもの成長を助けるために、「子どもの権利条約」という約束を決めました。日本でも「こども基本法」という法律があります。

*すべての子どもに権利があること

*子どもに関することは、「その子どもにとって最もよいことは何か」をまず考えること

*すべての子どもの命が守られ、成長できるように助けること

*自分に関係のあることに意見を言うことができること

この権利は、もちろんあなたにもあります。自分の権利を知って、同じようにほかの人の権利も大切にしましょう。

【問】こども家庭支援センター ☎350・7867

自分のことだれかに話したいときがある

Q どんなことが相談できるの？

- A**
- *学校に行きたくない。学校に行けなくてつらい
 - *自分のことをだれもわかってくれない
 - *お友達とうまくいかない
 - *親に本当の自分の気持ちを言えない。親とけんかした。お手伝いの時間が多くて自分の時間がない
 - *家族のことが何となく心配

Q 子どもでも相談できるの？

A できるよ。だれでも気軽に相談してね。

相談したいけど、どんな流れになるのか教えてほしい

まずは、こども家庭支援センターに連絡してください。

【所】浦安市猫実1-2-5（健康センター1階）

【問】☎350・7867または☎350・3311

☐kateishien@city.urayasu.lg.jp

受付日時：月～土曜日午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く

どうしたらいいかを相談員と一緒に考え、応援します。

*あなたの気持ちや考えを聞かせてください。あなたが一番いいと思える方法を一緒に考えます

*あなたがいいと思えるまで相談は続けられます

専門の相談員が
アドバイスします



相談は無料です
Free
0¥



相談した秘密は
守られます



地域の身近な場所で

子ども・子育て相談

地域子育て相談機関

10月1日から、下表の施設で「子ども・子育て相談（地域子育て相談機関）」を開始しました。子ども・子育ての悩みや困りごととの相談など、子どもに関することであれば、どのようなことでも気軽に相談してください。※申込不要、直接会場へ

所	受付日時 ※休館日を除く
子育て支援センター（集合事務所3階）	月～土曜日午前9時～午後5時 【電話相談可】☎306・3715
東野児童センター（総合福祉センター2階）	火～日曜日午前10時～午後5時
高洲児童センター（エスレ高洲1階）	

問 こども家庭支援センター ☎350・7867

ID 1046633

地域こども相談

各地域包括支援センター（ともづな）で、公認心理師資格を有するスクールライフカウンセラーが相談をお受けします。

実施日時・場所など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問】指導課 ☎712・6775
ID 1040281

保育園こども相談

各市立保育園で、遊び・食事・しつけ・発育など、子育てに関する悩みや疑問について、経験豊かな保育園の保育士などが電話で相談をお受けします。

電話相談
▶当代島保育園 ☎352・1866
▶猫実保育園 ☎353・2152
▶入船保育園 ☎353・6992
▶富岡保育園 ☎351・5335
▶東野保育園 ☎350・4321
▶日の出保育園 ☎380・0880
▶高洲保育園 ☎305・1313
受付日時：月～金曜日午前9時～午後4時30分
※祝日、年末年始を除く
ID 1000702

子どもの発達などの相談

子どもの成長・発達で、気になることや心配なことについての相談をお受けします。

【申込】電話で、こども発達センター ☎355・5242へ、または市ホームページから申し込み
受付日時：月～金曜日午前9時～午後5時
※祝日、年末年始を除く
ID 1000700

学校生活に関する相談

学習、進路、問題行動などの相談をお受けします。

【所】指導課（市役所7階）
受付日時：月～金曜日午前9時～午後5時
※祝日、年末年始を除く
ID 1000708

青少年相談

青少年の問題行動や学校、家庭などでの悩みごとについて、公認心理師・臨床心理士などが相談をお受けします。

【所】青少年センター（市役所7階）
電話相談：☎351・1152
受付日時：月～金曜日午前10時～正午、午後1時～4時
※祝日、年末年始を除く
ID 1000705

男性のための総合相談

相談専用電話：☎043・308・3421
受付日時：火・水曜日から午後4時～8時、土曜日から午後0時30分～4時30分
※祝日（月曜日が祝日の場合は翌平日）、年末年始を除く

子どもの人権110番

電話相談：☎0120・007・110

受付日時：月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
※祝日、年末年始を除く

法務省インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp> からEメールでも相談ができます。

親子のためのSNS相談@ちば

LINE公式アカウント

<https://lin.ee/YfpJd1b>（右記二次元コード）から友だち追加

受付日時：月～金曜日午前9時～午後9時（祝日を除く）、土・日曜日、祝日午前9時～午後5時

県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/soudan/jidou/oyako-sns.html> から相談ができます

チャイルドライン千葉

電話相談：☎0120・99・7777

受付日時：午後4時～9時
※年末年始を除く

チャイルドラインホームページ <https://childline.or.jp> から相談ができます。

千葉県子ども家庭110番

電話相談：☎043・252・1152

受付日時：24時間・年中無休

NPO法人BONDプロジェクト

【対象】10～29歳の女性

LINE公式アカウント

<https://lin.ee/uu2xGrI>（右記二次元コード）から友だち追加

受付日時：24時間・年中無休

※音声通話は月・金・土曜日午後4時30分～9時30分

男性のための総合相談

相談専用電話：☎043・308・3421

受付日時：火・水曜日から午後4時～8時、土曜日から午後0時30分～4時30分

※祝日（月曜日が祝日の場合は翌平日）、年末年始を除く

市ホームページからEメールでも相談ができます。 ID 1000705